

広島市告示(佐伯区)第 17 号

令和 8 年 3 月 4 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)

第11条第2項の規定により別紙自転車等を撤去し、令和8年2月27日

に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、同条例第12条の規定により

告示します。

広島市長 松 井 一 實

連番	整理番号	車両区分	撤去場所	撤去日	車体番号	防犯登録番号等	車種	車体色
1	260227710001	原付	佐伯_長期放置	2026/2/27	AF70-1020479	広島7300525068	普通	茶